

大崎市パブリックコメント手続実施要綱 要旨

(趣旨)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定めることにより、市の政策形成過程における透明性と公正性を確保するとともに、市民等に対する説明責任を果たし、市民の市政への参画を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 本市の計画策定又はこれらを変更する過程において、策定の趣旨、目的及び内容等の必要な事項を市民等に対して公表し、市民等からの意見を広く求め、寄せられた意見を考慮して計画等を定めるとともに、意見等に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。
- (2) 市民等 市内に住所を有する者、市内に勤務する者、市内の学校に通学する者、市内に事業所又は事務所を有するもの、市税の納税義務者及びパブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するものをいう。

・市民等については、市が行政活動についての説明責任を持つのは市民に対してであるが、市民等の積極的な市政への参加を進めるという趣旨から、市民等の範囲を定めるものです。
--

(対象)

第3条 市長は、次の各号に掲げるものについて、パブリックコメント手続を実施するものとする。ただし、緊急を要するもの、軽微なもの及び法令等により同様の手続が制度化されているものは除く。

(1) 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定

ア 市の基本的な方針又は制度を定める条例

イ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収に関する条項を除く。）

(2) 市政の全体又は各分野において市の基本的な方針を定める計画等の策定及び改廃

(3) 市の基本的な方向性を定める憲章、宣言等の制定又は改廃

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

- ・「市の基本的な方針又は制度を定める条例」とは、行政手続条例、情報公開条例などのように市政全般にわたり適用されるものや、環境基本条例のように各行政分野における基本的な考えを定めるものを言います。
- ・「市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例」とは、市が条例で市民等に義務を課したり、権利を制限する事項を定めるものを言います。
- ・「金銭徴収に関する条項」とは、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収の外、国民健康保険料や介護保険料などの保険料や保育料などの法令に基づく各種負担金、加入金や過料なども含め、すべての金銭徴収に関する条項とします。市民に義務を課すものの中でも金銭の負担を求める場合は、反対の意思表示に偏りやすく、案の賛否ではなく建設的な意見を期待するパブリックコメント手続になじまないものです。参考として、地方自治法第74条第1項の規定において、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する条例の制定又は改廃は、その対象とされていません。

- ・「緊急を要するもの」とは、この手続に要する期間を費やすことで、政策等の効果が失われてしまう場合や災害対策など明らかに緊急性があると認められる場合が該当します。
- ・「軽微なもの」とは、大幅な改正や基本的事項の改正を伴わないもので、単純な文言の改正などがあげられます。
- ・「法令等により同様の手続が制度化されているもの」とは、法令等により縦覧、公告、意見書提出、公聴会開催等の手続が定められているものです。

(計画等の案の公表)

第4条 市長は、計画等についての意思決定を行う前に相当の期間を設けて、計画等の案を公表するものとする。

2 市長は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、併せて次の各号に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 計画等の案を作成する際に整理した市長の考え方及び論点
- (3) 市民等が計画等の案を理解するために必要な関連資料

3 前2項の規定による公表は、市長が指定する場所での閲覧、配布、市広報及びホームページでの掲載等により、積極的に周知するものとする。

4 市長は、第1項の規定により計画等の案を公表するに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を市広報及びホームページに掲載して、当該パブリックコメント手続の実施を予告するものとする。

- (1) 計画等の案の名称
- (2) 計画等の案に対する意見の提出方法、提出期間

(3) 計画等の案の入手方法

- ・市の政策形成過程の透明性を確保するために意思決定の間に計画等の案を公表することとします。
- ・第2項については、計画の概要版などのほか、どういった点について特に意見を聞きたいか、特に重要なポイントはどこかなどを公表することとします。
- ・第3項の「市長が指定する場所」については、各市長が判断して指定します。

(意見等の提出)

第5条 市長は、前条の規定による計画等の案の公表に併せ、市民から意見等を募集するものとする。

- 2 意見等の募集期間は、原則として20日以上とし、市長が意見等の募集の際に明示するものとする。
- 3 意見等の提出は、書面によるものとし、その方法については、市長への持参、郵送、ファクシミリ、電子メール等の方法の中から、市長が意見等の募集の際に明示するものとする。ただし、これらの方法をもって行うことが困難であると市長が認めた場合は、口頭の方法により意見を提出することができるものとする。
- 4 意見等の提出に際しては、市民等に対して、住所、氏名又は名称、連絡先その他必要な事項を明記することを求めるものとする。

- ・公表した計画等の案に対して市民等から意見等を受けることで、市民の市政への参画を推進するものである。
- ・市民等が意見を提出するための準備期間を配慮しなければならないことから、20日以上の期間を募集期間として設けることとします。
- ・第3項の口頭で意見を提出できる場合とは、障害者や高齢者で書面での提出が困難な場合に例外的に認めるものとします。
- ・建設的な意見をもらうために、また、意見の内容や意図を確認する必要がある場合が想定されることから、住所、氏名又は名称、連絡先を明記することを求めることとします。
- ・「氏名」は個人の名前で、「名称」は法人の場合の名称です。「連絡先」は電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレスなどの連絡先で、「その他特に必要な事項」は、意見を提出しようとする市民等が第2条第3号のいずれに該当するのかを自己申告してもらうものとします。利害関係を有する場合には、その具体的内容も申告してもらうこととなります。
- ・これら以外の個人情報には求めないものとします。
- ・第3項の「その他市長が必要と認める方法」は、障害者や高齢者で書面による意見の提出が困難な場合において口頭での意見の提出を認めるものとします。

(意見等の配慮)

第6条 市長は、提出された意見等を考慮して計画等についての意思決定を行

うものとする。

2 市長は、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 提出された意見の内容
- (2) 提出された意見に対する市長の考え方
- (3) 計画等の案の修正を行った場合はその内容

3 前項の公表の方法は、原則として、第4条第3項に規定する方法による。

- ・公表に際しては、趣旨、内容が同じような意見は、内容ごとに整理して公表します。
- ・公表した計画等の案の内容と直接関係のない意見や、賛否だけの意見は公表しません。
- ・匿名の意見は公表しません。
- ・意見を提出した市民等へ個別に回答はしません。
- ・パブリックコメント手続は、市民等に計画等の案の賛否を問うものではなく、また、意見の多寡により判断されるものでもありません。意見の内容を政策等に反映させるよう検討することが目的です。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施について必要な事項は、所管部長が定める。